

意見募集要項

1 意見募集対象

環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案(概要)(以下「省令案概要」という。)(別添資料)

2 意見募集期間

平成22年4月19日(月)～平成22年5月18日(火)17:30まで

※郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

[意見提出用紙]の様式により、氏名(企業・団体の場合は、その名称)、連絡先(住所、電話番号必須)を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- 郵送(A4版) : 封筒に朱書きで「環境省関係構造改革特別区域法関係省令改正案に関する意見」と記載してください。
- FAX(A4版) : 締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕をもってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。
- 電子メール : [意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で送付してください(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので御遠慮願います。)

<注意事項>

- 意見は、日本語で御提出ください。
- 省令案概要のどの部分への御意見か分かるよう、項目ごとに記載してください。
- 意見内容は、100字以内で簡潔に記載願います。
- 郵送、FAXの場合はA4サイズ用の紙に記載の上、提出願います。
- 電子メールの場合、件名に「環境省関係構造改革特別区域法関係省令改正案に関する意見」と記載してください。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います(アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います。)
- 提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し

うる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

- 締切日までに到着しなかったもの等及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容法律に反する意見
 - ・ 公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

[意見提出用紙]

※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名]環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案(概要)に対する意見

[宛先]環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

[氏名](企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

- 1 省令案のどの部分への意見か(項目、ページ、行等を記載してください。)
 - 2 意見の要約(100字以内で記載)
 - 3 意見及び理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)
- ※2及び3は、1の意見ごとに記載して下さい。

4 「環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案」の閲覧又は入手の方法

- 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>) のパブリックコメント欄 (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)を参照下さい。
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室の窓口に備付け
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館 26階(国会側)
- 郵送による入手
郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 80円切手を貼付した返信用封筒(長3形)を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付して下さい。

5 意見提出先

○ 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 へ

○ FAX の場合

FAX 番号:03-3581-7090

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス:shizen-choju@env. go. jp